

## 第1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

1 平成25年6月20日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求を行った。

(1) 異議申立人のハラスメント相談対応について、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日における、文部科学省からの電話に関する文書（誰が受けたのか。その電話を受け、大学内で検討がなされた日時・メンバー・内容）（以下「本件請求情報①」という。）の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求①」という。）

(2) 平成〇年〇月〇日に異議申立人が提出した「名古屋市立大学ハラスメント相談」に関する次に掲げる文書の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求②」という。）

ア 平成〇年〇月〇日及び同月〇日の名古屋市立大学事務局総務課人事係〇〇〇〇（以下「人事係職員」という。）と〇〇〇〇（以下「異議申立人の母親」という。）との電話連絡に関するメモ及び上司への報告文書（以下「本件請求情報②」という。）

イ 同月〇日に行われた異議申立人の事情聴取（以下「本件事情聴取」という。）時のボイスレコーダーの記録（以下「本件請求情報③」という。）

2 同年8月2日、実施機関は本件開示請求①に対して、本件請求情報①が存在しないことを理由として非開示決定（以下「本件処分①」という。）を、また、本件開示請求②に対して、本件請求情報②及び本件請求情報③が存在しないことを理由として非開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年9月9日、異議申立人は、本件処分①及び本件処分②（以下これらを「本件処分」という。）を不服として、実施機関に対して異議申立てを行っ

た。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件請求情報①について

ア 文部科学省からの要請は、ハラスメント審議会のメンバーで検討されるべきことであるため、その内容を当該審議会委員に報告し、当該審議会が開催され、検討がされたはずである。従って、何らかの文書等が作成されていなければならない。

イ もし、文書が存在しないとすれば、行政文書管理に問題があるので、学長自ら調査を行うべきである。

##### (2) 本件請求情報②について

ア 人事係職員が、2日間で約1時間に渡る異議申立人の母親との電話連絡の内容を上司に対して全て漏れなく報告すると約束したものであり、メモによらなければ正しく伝えられない。

イ 平成24年7月27日付け開示決定された文書中に平成〇年〇月〇日付けの電話連絡簿だけが添付されているのは、人事係職員が不利な文書を隠ぺいしているか、公務にありながら欺いた電話対応をした非行であるから、行政文書管理及び人事係職員の業務態度に問題があるので、学長自ら調査を行うべきである。

##### (3) 本件請求情報③について

ア 1時間にわたる異議申立人の親の本件事情聴取への立ち会い要請も名古屋市立大学事務局総務課長（以下「総務課長」という。）が了承しなかったものであり、記録は適正なものではなければならない。

イ 既に開示された文書に、聴取方法はボイスレコーダーによる旨の記載がある。

## 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件請求情報①について

文部科学省からの電話には、総務課長が対応した。その後、総務課長は名古屋市立大学事務局（以下「事務局」という。）内において対応を検討したが、口頭で処理しており、文書は作成していない。

文部科学省からの電話は、異議申立人への対応を要請するために、名古屋市総務局行政改革推進部大学調整室長（以下「大学調整室長」という。）から総務課長宛てに出された平成〇年〇月〇日付け「市長ホットラインへの情報提供に対する対応について」（以下「対応依頼文書」という。）と同様の内容であったことから、文書は作成していない。

### 2 本件請求情報②について

異議申立人の母親との電話の内容については人事係職員がメモをとり、上司の名古屋市立大学事務局総務課人事係長（以下「人事係長」という。）に口頭で報告をした。なお、当該メモは覚え書きであり、廃棄したため文書は残っていない。

### 3 本件請求情報③について

異議申立人の両親の本件事情聴取への同席を遠慮いただくのに時間がかかった経緯もあり、録音をすることについての同意を得るのが非常に難しいと判断したことから、録音をせずにメモのみで対応しており、録音の記録は残っていない。

## 第5 審議会の判断

### 1 争点

本件請求情報①から本件請求情報③までが存在するか否かが争点となっている。

### 2 本件開示請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件開示請求に至る経緯について、次の事実が認められる。

#### (1) 本件請求情報①について

ア 平成〇年〇月〇日、大学調整室長から総務課長宛てに対応依頼文書が送付された。

イ 対応依頼文書は、実施機関に対して、異議申立人等と十分に話し合い問題解決に努めること及び異議申立人等に対して丁寧な説明を行うよう努めることを要請するものであった。

ウ 同月〇日及び同年〇月〇日、異議申立人のハラスメント相談への対応について、文部科学省から電話があり、総務課長が対応した。

エ 総務課長は、文部科学省からの電話の内容が上記イの対応依頼文書の内容と同様であったことから、文部科学省からの電話を受けた際の記録を作成しなかった。

オ その後、総務課長は、事務局内において、口頭で文部科学省からの電話の内容への対応について検討を行った。

(2) 本件請求情報②について

ア 平成〇年〇月〇日及び同月〇日、人事係職員は、異議申立人の母親と本件事情聴取等に関して電話で話をした。

イ 人事係職員は、当該電話の内容をメモにとり、上司の人事係長に口頭で報告をした後、当該メモを廃棄した。

(3) 本件請求情報③について

ア 実施機関は、ハラスメント審査会の設置した調査委員会において、異議申立人のハラスメント申立てに係る異議申立人からの本件事情聴取を行った。

イ 本件事情聴取の際に、異議申立人の両親の同席に係る調整に時間がかかったことから、実施機関は、ボイスレコーダーによる録音の同意を得ることが難しいと判断し、ボイスレコーダーを使用せず本件事情聴取を行った。

ウ 人事係職員は、本件事情聴取の際に作成したメモをもとに本件事情聴取の記録の案を作成した。

3 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

(1) 本件請求情報①について

上記 2 (1) で述べたとおり、事務局は、文部科学省からの電話の内容が対応依頼文書の内容と同様であったことから、文部科学省からの電話の内容に関する記録を作成していない。

また、文部科学省からの電話の内容への対応について、口頭で検討を行っており、その他に会議も開催していない。

したがって、実施機関は本件請求情報①を作成していないと認められる。

(2) 本件請求情報②について

上記 2 (2) で述べたとおり、人事係職員は、異議申立人の母親と電話で話をした際にメモをとっているが、電話の内容を人事係長に報告をした後、当該メモを破棄している。また、人事係長には口頭で報告をしていることから、報告文書は作成していない。

したがって、実施機関は本件請求情報②を作成していないと認められる。

(3) 本件請求情報③について

平成〇年〇月〇日に開催されたハラスメント調査委員会の資料には、聴取事実の記録方法として「ボイスレコーダーによる録音等」と記載されている。しかし、上記 2 (3) で述べたとおり、実施機関は、ボイスレコーダーによる録音の同意を得るのが難しいと判断したことから、ボイスレコーダーを使用せずに本件事実聴取を行い、人事係職員の記録したメモで本件事実聴取の記録の案を作成した。

したがって、実施機関は本件請求情報③を作成していないと認められる。

(4) 以上のことから、本件請求情報①から本件請求情報③までは存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

## 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年 9月17日	諮問書の受理
9月26日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月24日	実施機関の弁明意見書を受理
10月29日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付

	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月26日	異議申立人の反論意見書を受理
平成26年12月12日 (第197回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成27年2月13日 (第199回審議会)	調査審議
5月22日 (第202回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
9月18日 (第206回審議会)	調査審議
10月21日 (第207回審議会)	調査審議
12月18日 (第209回審議会)	調査審議
平成28年1月15日 (第210回審議会)	調査審議
2月9日	答申